

保国発 1 2 1 3 第 3 号
令和 6 年 12 月 13 日

各都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

法人税法、地方税法等の一部改正に伴う国民健康保険組合及び
国民健康保険団体連合会が行う収益事業に対する課税措置について

国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（以下「国民健康保険組合等」という。）に係る法人税法及び地方税法における取扱いについては、「法人税法、地方税法等の一部改正に伴う国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会が行う収益事業に対する課税措置について」（昭和 56 年保険発第 63 号厚生省国民健康保険課長通知。以下「昭和 56 年通知」という。）によりお示ししているところである。

今般、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 142 号）が令和 6 年 4 月 1 日付けで施行され、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う事業のうち、法令の規定に基づき行われること等の一定の要件を満たす事業が法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項第 10 号に規定する請負業から除外されたことを踏まえ、国民健康保険組合等に係る法人税及び地方税に関する取扱いについて改めてお示しするので、取扱いに遺漏なきよう、貴管下の国民健康保険組合等への周知等、特段の配慮をお願いします。

なお、昭和 56 年通知は、本日をもって廃止する。

記

一 法人税法及び地方税法における国民健康保険組合等の位置づけについて

（一）法人税法関係（法人税法第 4 条第 1 項、第 6 条、別表第 2 及び施行令第 5 条）

国民健康保険組合等は、法人税法別表第 2 「公益法人等の表」に掲げられており、国民健康保険組合等が収益事業を行う場合は当該収益事業については法人税が課される。

(二) 地方税関係（地方税法第 25 条第 2 項第 2 号、第 72 条の 5 第 1 項第 5 号及び第 296 条第 1 項並びに地方税法施行令第 56 条の 41）

法人税と同様に、地方税についても国民健康保険組合等が収益事業を営む場合は、当該事業について都道府県民税、事業税及び市町村民税並びに指定都市等において事業所税が課される。

二 収益事業の範囲等

(一) 収益事業の範囲

収益事業の範囲は、施行令第 5 条に定められているが、例えば次に示す事業のうち、施設の利用料等を徴収し国民健康保険組合等の歳入としているものが収益事業に該当するものであること。

① 旅館業

直営保養所、借上保養所、契約保養所、海の家、山の家、会館等の宿泊施設等の運営

② 不動産貸付業

会館等の一部分を貸付けている場合等

③ 席貸業

会館の会議室の貸付け（主たる目的とする業務に関連して会員等の用に供するために行われる一定のものを除く。）

④ 料理店業その他の飲食業

会館等内のレストラン、喫茶店等の運営

⑤ 遊技所業

体育館、グラウンド、テニスコート、プール、アスレティック施設等の運営

⑥ 技芸教授業

洋裁、和裁、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、音楽、着付け教室等の運営

⑦ 出版業

特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報をもつばら、その会員に配布するために行うものを除く。

⑧ 駐車場業

⑨ 写真業

⑩ 金銭貸付業（その組合理員、会員等の拠出に係る資金を主たる原資とし、当該組合理員、会員等を対象として金銭の貸付けを行っている場合において、その貸付けに係る貸付金の利率が全て年 7.3%（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する利子税特例規準割合が年 7.3%未満である場合には、当該利子税特例規準割合）以下である場合を除く。）

(二) 収益事業の範囲に該当しないもの

国民健康保険組合等が営む事業のうち、次に示すものについては収益事業から除外されている。

- ① 国民健康保険組合等が行う医療保健業
- ② 講習会・講演会の開催（二（一）の③又は⑥に該当しないもの）
- ③ 連合会が次に掲げる者の委託を受けて行う請負業（法令の規定に基づく委託を受けて行うものであって一定の要件に該当するものに限る。）
 - ア 国又は都道府県、市町村（特別区を含む。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 48 条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合
 - イ 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団
 - ウ 社会保険診療報酬支払基金又は独立行政法人環境再生保全機構
 - エ 連合会をその社員とすることその他一定の要件に該当する公益社団法人
- ④ 事務処理の受託の業務で当該業務が法令の規定、行政官庁の指導等に基づき実費精算の考え方に基づいて行われるもの（あらかじめ 5 年以内の期間を限って所轄国税局長又は税務署長に確認を受けたものに限る。）。)

三 収益事業を営む国民健康保険組合等の事務手続等

(一) 収益事業開始の届出

国民健康保険組合等が新たに収益事業を開始した場合は、その開始した日以後 2 カ月以内に所轄税務署長に収益事業開始届を提出すること。

(二) 収益事業廃止の届出

国民健康保険組合等が収益事業を廃止した場合は、その廃止した後すみやかに所轄税務署長に収益事業廃止届を提出すること。

(三) 法人税法施行規則第 4 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣の証明

連合会が行う事業が施行令第 5 条第 1 項第 10 号ホに該当するためには、厚生労働大臣の証明が必要とされていること。証明を受けるに当たって必要な手続き等については、「法人税法施行規則第四条の二の二第一項の厚生労働大臣の証明について」（令和 6 年 10 月 3 日保発 1003 第 8 号保険局長通知）によるものであること。

(四) 区分経理（施行令第 6 条関係）

経理は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分し、取引の状況を記帳し処理することが必要とされているが、現在各国民健康保険組合等で備えている歳入簿、歳出簿、現金出納簿等により、収支の科目が区分（収入科目には保養所利用料、体育館利用料、

保健会館利用料等、支出科目には直営保養所費、契約保養所費、保健会館費等）されており、またその他補助簿及び前渡金精算書等により、収益事業と収益事業以外の事業とに区分した科目別金額の把握ができる場合にあっては、経理方法を変更する必要がないこと。

なお、共用資産については、収益事業に属する資産として区分経理はしないで、その償却費その他当該資産について生ずる費用の額のうち収益事業に係る部分の金額を当該収益事業に係る費用として経理を行い、適宜補助簿を設けること。

(五) 青色申告の申請等（法人税法第 122 条及び第 126 条並びに同法施行規則第 52 条から第 59 条まで関係）

確定申告を青色の申告書等により行う場合は、収益事業を開始した日から 3 カ月以内（以後、各事業年度に係るものについては、当該事業年度開始の日の前日まで）に青色申告承認申請書を所轄税務署長に提出し、承認を受けることが必要とされていること。

承認を受ける場合は、仕訳帳、総勘定元帳等の帳簿を備え、複式簿記の原則に従って取引に関する事項を経理することとされているが、(四)の方法により貸借対照表等の作成ができれば、その経理は複式簿記の原則に従ったものに該当するものになること。

(六) 棚卸資産の評価方法の届出（施行令第 28 条、第 29 条及び第 31 条関係）

国民健康保険組合等が各事業年度終了の時ににおいて有する主要原材料、補助原材料等について、施行令第 28 条第 1 項に規定する評価方法のうち、そのよるべき方法を所定の提出期限までに所轄税務署長に届け出ることとされていること。

なお、評価の方法を届け出なかった場合は最終仕入原価法が適用されることになること。

(七) 減価償却資産の償却の方法の届出（施行令第 48 条、第 48 条の 2 及び第 51 条関係）

国民健康保険組合等が有する減価償却資産につき施行令第 48 条及び 48 条の 2 に規定する償却の方法のうち、そのよるべき方法を所定の提出期限までに所轄税務署長に届け出ることとされていること。

なお、減価償却の方法を届け出なかった場合は、法定償却方法が適用されることになること。

(八) 確定申告（法人税法第 74 条及び同法施行規則第 35 条関係）

事業年度が終了したときは、終了の日の翌日から 2 カ月以内に全収益事業の収支を合算して決算をし、これに基づいて所轄税務署長に次の書類を添えて確定申告書を提出することとされていること。

① 貸借対照表

- ② 損益計算書
- ③ 剰余金（損失金）処理計算書
- ④ ①及び②の勘定科目内訳説明書
- ⑤ 事業概況説明書、その他所轄税務署長から提出を求められた書類

また、都道府県民税、事業税は都道府県知事に、市町村民税は市町村長に、事業所税は指定都市等の長に事業年度終了日の翌日から２カ月以内に確定申告書を提出することとされていること。